

みんなが気持ちよく、楽しく学校生活を送るために

～高等部の生活と決まり～

新潟県立はまなす特別支援学校 生徒指導部

この学校には、たくさんの友達がいます。一人一人顔が違うように、考えていることや行動もそれぞれ違います。自分勝手なことを言ったり行動したりすると、相手や周りの人の迷惑になります。自分の思いどおりにならないこともたくさんあるでしょう。そんなとき、どのように考えて、どのように行動すればよいのでしょうか。『自分だけが楽しい』のではなく、『みんなが気持ちよく、楽しい』学校生活が送れるよう、お互いに思いやって生活しましょう。

この学校を卒業すると社会人になります。社会人として働いたり生活したりするためには決まりを守ることが求められます。学校の決まりを守り、よりよい社会人を目指しましょう。

1 進んで挨拶をし、場に合った言葉遣いができるようにしよう

- (1) 学校内にいる人に挨拶をする。(友達、先生、来校者など)
- (2) 職員室への出入りを礼儀正しくする。
 - 入るときは、コートを脱いで入り、「失礼します。」「〇〇先生に用があります。」
 - 用のある先生のそばに行き、はっきりと用件を伝える。
「〇〇先生、・・・。」「ありがとうございました。」
 - 出るときは、「失礼しました。」
 - 職員室の中にある物を勝手にさわったり、見たりしない。
 - 用がないときは、入らない。
- (3) 感謝の気持ちやお願い、謝罪の言葉を素直に表す。
「ありがとうございました。」「お願いします。」「すみません。」



2 時間を守ろう

- (1) 5分前行動を心掛ける。
- (2) 休み時間のうちに、トイレに行ったり次の授業の準備をしたりする。
- (3) 登校時刻や下校時刻、授業開始時刻を守る。



3 昼休みやゆとりの時間を有意義に過ごそう

- (1) 友達と仲良く過ごそう。
- (2) 体育館で思い切り体を動かそう。
- (3) 図書コーナーでたくさん本を読もう。
- (4) みんなの物は大切に使い、後片付けをしよう。
- (5) 無断で校舎外へ出たり、自分のクラス以外の教室に入ったりしない。
- (6) 廊下の右側通行を守る。安全のため廊下は歩く。

4 体育館や中庭の決まりを守ろう

- (1) 体育館でかたいボール、バット、ラケット、スティックは使用しない。(授業以外)
- (2) 体育館のギャラリーには登らない。
- (3) 中庭では走らない。鬼ごっこなどはしない。中庭のブランコや木馬では遊ばない。
- (4) 中庭でのキャッチボールや野球は、スロープの奥で安全を確かめて行う。

5 場に適した身なりをしよう

- (1) 清潔で、派手にならない服装にする。
 - ・はまなす高等部生にふさわしい清潔感のある服装をする。華美な服装やだらしない服装をしたリ、髪を染めたり脱色したりしない。
 - ・装飾品(ネックレス、指輪、ピアスなど)を身に付けることは禁止。
- (2) 体育着はきちんと着用する。(半袖シャツは長ズボンやハーフパンツの中に入れます。)
 - ・体育着(長袖シャツ、長ズボン、ハーフパンツ)は学校指定のものに名札を付けて着用する。
 - ・Tシャツは白いもの(ワンポイント可)を着用しても良い。
 - ・外履きは、運動しやすく、安全に歩けるものにする。

6 自分の持ち物は、自分で管理しよう

- (1) 自分の持ち物には記名をする。(ハンカチ、履き物、学習用具など)
- (2) 必要のないお金は、持ってこない。
- (3) 友達同士で物の貸し借りはしない。特に、お金の貸し借りはしないこと。
- (4) 学用品以外の物を家から持参する必要があるときは、先生に許可を得る。

7 安全に気を付けて登下校しよう

- (1) 時間にゆとりをもって通学する。
- (2) 交通機関のマナーを守って利用する。
- (3) 寄り道をせず、まっすぐ帰宅する。
- (4) 緊急時には学校と家庭の両方に連絡する。
- (5) 欠席や遅刻などの時は8時から8時25分の間に連絡する。



※登校時間は8時35分～45分、下校時刻は15時15分 自力通学生の学校出発時間は公共交通機関の運行時間、天候等の道路事情によって変更することがあります。

8 保健室の利用について

担任や授業の担当者に断ってから行くこと。



9 き 決まり

(1) 通学方法について

- ・実情に^{しつじょう}応じた^{おう}通学方法^{つうがくほうほう}をとる。自力^{じりきつうがく}通学^{きぼう}を希望^{ばあい}する場合は、保護者^{ほごしや}立ち会^{たあ}いのもと通学練習^{つうがくれんしゅう}をし、可能^{かのう}と判断^{はんだん}した場合^{ばあい}、学校長^{がっこうちやう}に申請^{しんせい}する。学校側^{がっこうがわ}で生徒^{せいと}の通学状況^{つうがくじょうきょう}を確認^{かくにん}し、学校長^{がっこうちやう}の許可^{きよか}を得^えた後^{のち}可能^{かのう}となる。
- ・自力^{じりきつうがく}通学^{ほうほう}の方法^{こうきやうこうつうきかん}は公共交通機関^{りやう}の利用^{じてんしや}、自転車^{とほ}、徒歩^{とほ}によるものとする。
- ・通学申請^{つうがくしんせい}と違う方法^{ちがうほうほう}で通学^{つうがく}が続^{つづ}く場合^{ばあい}、通学方法^{つうがくほうほう}の許可^{きよか}をいったん取り消^とし、再度^{さいど}申請^{しんせい}をすること。

(2) 携帯電話・スマートフォンについて

- ・自力^{じりきつうがくせい}通学生^{けいだいでんわ}で携帯電話^{りやう}・スマートフォン^{ばあい}を利用^{けいだいでんわしやうきよかねがい}する場合は「携帯^{ていしゆつ}電話^{うえ}使用^{さんしやう}許可^{せんしやう}願^い」を提出^{ていしゆつ}の上^{うへ}ルール^{まも}やマナー^{つか}を守^{かた}ってする。(参照^{さんしやう}「携帯^{けいだいでんわ}電話^たの正しい^{ただ}使い方^{つか}とマナー」)
- ・学校内^{がっこうない}では、使用^{しやう}しない
- ・学校内^{がっこうない}では、通学後^{つうがくれんらくこう}連絡袋^{きちやうひん}に貴重品^{いっしよ}と一緒に^{けいだいでんわ}携帯電話^{がくねんごと}を入れて^{あつ}学年毎^{きやうむしつ}に集め^{きちやうひん}、教務室^{きやうむしつ}の貴重品^{きちやうひん}保管用^{ほかんよう}ロッカー^{あま}で預^{たくわ}かる。校内^{こうない}では使用^{しやう}しないことを原則^{げんそく}とする。連絡^{れんらく}の必要^{ひつやう}がある生徒^{せいと}は個々^{こご}に対応^{たいおこ}する。
- ・友達^{ともだち}との電話^{でんわ}・メール^{らйн}・LINE^{こうかん}の交換^{こうかん}については、保護者^{ほごしや}の責任^{せきにん}のもと必要^{ひつやう}な場合^{ばあい}のみ行^{おこな}う。

(3) アルバイトについて

- ・学業^{がくぎやう}に専念^{せんねん}するために、原則^{げんそく}禁止^{きんし}とする。事情^{じじやう}があつてアルバイト^{はあい}をしなければならぬ場合は、担任^{たんにん}に相談^{そうだん}し、「アルバイト許可^{きよかねがい}願^い」を学校^{がっこう}に提出^{ていしゆつ}し、学校長^{がっこうちやう}の許可^{きよか}を得^える。

(4) 運転免許取得について

- ・学校^{がっこう}に相談^{そうだん}する。

(5) 放課後や休日の過ごし方について

- ・行き先^{いきさき}・同行者^{どうこうしや}・用件^{ようけん}・帰宅時間^{きたくじかん}を家^{いえ}の人に告^つげ、許可^{きよか}を得^えてから外出^{がいしゆつ}する。
- ・ゲームセンター^{げーむせんたー}やボウリング場^{ぼーりんぐじやう}、カラオケ^{かーらうけ}、ネットカフェ^{ねっとかふゑ}などの利用^{りやう}については、原則^{げんそく}として信頼^{しんらい}できる大人^{おとな}に同伴^{どうはん}してもらう。
- ・飲酒^{いんしゆ}、喫煙^{きつえん}、薬物^{やくぶつ}の使用^{しやう}、深夜^{しんや}の外出^{がいしゆつ}等^{とう}、違法行為^{いぼうこうゐ}は絶対^{ぜったい}行^{おこな}ってはいけません。
(未成年者飲酒禁止法^{みせいねんしやうきんしきんしほう}、未成年者喫煙禁止法^{みせいねんしやうきつえんきんしほう}、新潟県青少年健全育成条例等^{にいがたけんせいしやうねんけんぜんいくせいじやうれいなど}に違反^{いはん}し、補導^{ほどう}の対象^{たいしやう}となる。)
- ・生徒同士^{せいとどうし}の外出^{がいしゆつ}については、保護者同士^{ほごしやどうし}が連絡^{れんらく}を取り合^といどこへいつ行^いくか確認^{かくにん}する。
(例^{れい} 生徒同士^{せいとどうし}のグループ^{ながおか}で長岡^{なが}に出掛^{でか}ける、仲間^{なかま}の一人^{ひとり}の家^{いえ}に行く、仲間^{なかま}の親^{おや}に付き添^{つき}ってもらい、ボーリング^いに行く など)

(6) 海辺や川での遊びについて

- ・海釣り^{うみづり}、海水浴^{かいすいよく}は、保護者^{ほごしや}と共^{とも}に活動^{かつどう}する。原則^{げんそく}保護者^{ほごしや}の責任^{せきにん}のもと活動^{かつどう}する。

(7) 映画や買い物について

- ・原則^{げんそく}保護者^{ほごしや}の責任^{せきにん}のもと活動^{かつどう}する。